



安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当
TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂日 2024/03/25
SDS整理番号 16082150

製品等のコード : 1608-2150、1608-3150、1608-2160、1608-2180

製品等の名称 : フェノール (石炭酸)

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途 (当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
消毒剤、歯科用 (局部麻酔剤)、ピクリン酸・サルチル酸・フェナセチン・
染料中間物の製造、合成樹脂及び可塑性、合成香料、ビスフェノールA、
アニリン、2,6-キシレノール、農薬、安定剤、界面活性剤の原料、
化粧品原料 (変性剤、消臭剤、防腐剤) など

使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性
可燃性固体
自然発火性固体
金属腐食性化学品

: 区分に該当しない
: 区分に該当しない
: 区分に該当しない

健康に対する有害性
急性毒性 (経口)
急性毒性 (経皮)
皮膚腐食性/刺激性
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
生殖細胞変異原性
生殖毒性
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)

: 区分4
: 区分3
: 区分1
: 区分1
: 区分1B
: 区分1B
: 区分1 (呼吸器、心血管系、腎臓、神経系)
: 区分1 (心血管系、肝臓、消化管、血液系、
腎臓、脾臓、胸腺、中枢神経系)

環境に対する有害性

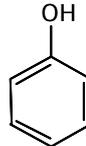
水生環境有害性 短期 (急性)
水生環境有害性 長期 (慢性)

: 区分2
: 区分3

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

飲み込むと有害 (経口)
皮膚に接触すると有毒 (経皮)
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷
遺伝性疾患のおそれ
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
呼吸器、心血管系、腎臓、神経系の障害
長期又は反復ばく露による心血管系、肝臓、消化管、血液系、腎臓、脾臓、胸腺、



中枢神経系の障害
水生生物に毒性
長期的影響により水生生物に有害

注意書き

【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後は、よく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
環境への放出を避けること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせない。気分が悪い時は医師に連絡すること。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。
眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
気分が悪い時は医師に連絡すること。
汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

| | |
|-------------|--|
| 化学物質・混合物の区別 | 化学物質 |
| 化学名 | フェノール (別名) 4-ヒドロキシベンゼン、石炭酸、ヒドロキシベンゼン、フェニル酸 (英名) Phenol (EC名称、TSCA名称)、4-Hydroxybenzene、Carbolic acid、Hydroxybenzene、Phenylic acid |
| 成分及び含有量 | フェノール、99.0%以上 |
| 化学式及び構造式 | C6H5OH、C6H6O、構造式は上図参照(1ページ目)。 |
| 分子量 | 94.11 |
| 官報公示整理番号 | (3)-481 |
| 化審法 | 公表化学物質(化審法番号を準用) |
| 安衛法 | |
| CAS No. | 108-95-2 |
| EC No. | 203-632-7 |
| 危険有害物質 | フェノール |

4. 応急処置

| | |
|-----------|--|
| 吸入した場合 | ： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の治療を受ける。 |
| 皮膚に付着した場合 | ： 直ちに医師に連絡する。 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 速やかに、皮膚を多量の水と石鹸で洗う。 洗浄開始が遅れたり、洗浄不十分の場合は、皮膚障害のおそれがある。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。 |
| 目に入った場合 | ： 直ちに医師に連絡する。 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。 眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。 眼刺激が消失しても、遅れて障害が現れることがあるので、必ず医師の診断を受ける。 |

- 飲み込んだ場合 : 直ちに口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせてはいけない。吐かせると再びのどや食道を通り二重に刺激・損傷を受けることになる。直にコップ数杯の牛乳や卵を飲ませて毒性を希釈する。牛乳、卵がない時は、コップ数杯の水を飲ませ、体内で毒性を薄める。嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように身体を傾斜させる。嘔吐後、再び水を飲ませる。意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状:
- 吸入 : 咽頭痛、灼熱感、咳、めまい、頭痛、吐き気、嘔吐、息切れ、息苦しさ、意識喪失。症状は遅れて現われることがある。
- 皮膚に付着 : 皮膚から吸収されやすい。重度の皮膚熱傷、しびれ、痙攣、虚脱、昏睡、死。
- 眼に付着 : 痛み、発赤、永久的な視力喪失、重度の熱傷。
- 経口摂取 : 腐食性がある。腹痛、痙攣、下痢、ショックまたは虚脱、咽頭痛、混濁した帯緑暗色尿。
- 応急措置をする者の保護 : 救助者は、状況に応じて呼吸用保護具、密閉ゴーグル、保護手袋など保護具を着用する。
- 医師に対する特別注意事項 : 治療上の指針として、対症療法は次の通り。眼に刺激がある時は、直ちに強力に洗浄する。Isogutt洗浄器の使用が効果的である。直ちに眼科医を呼び寄せる。この物質でぬれた身体部位を出来るだけポリグリコールを用いて徹底的に洗浄する。その他に、まず多量の流水と石鹼を用いて洗い、後にオリーブ油または食用油を用いて洗う。刺激性咳に対してコデイン、気道の刺激の時はデキサメサゾン入りの調剤エーロゾルを、患者の苦痛がなくなるまで吸入させる。気道と肺臓の障害の場合、抗生物質による予防が必要。中枢麻痺に注意。腎臓と肝臓の機能を監視する。(危険物ハンドブック;ギンター・ホンメル編, 1991)

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 本製品は可燃性である。粉末消火薬剤、水噴霧、泡消火薬剤、二酸化炭素などを用いる。大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 腐食性物質であるため、棒状放水は使用しない。
- 特有の危険有害性 : 火災中に熱分解し、刺激性又は毒性のガスを発生する可能性がある。加熱により容器が爆発するおそれがある。加熱により蒸気が空気と爆発性混合気を生成するおそれがある。屋内、屋外又は下水溝で爆発の危険がある。
- 特有の消火方法 : 蒸気が発生する時は、霧状の水噴霧で蒸気を沈降させる。危険でなければ火災区域から容器を移動する。移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 有毒ガス等の接触を避けるため、消火作業の際は風上から行き、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。皮膚、眼などの身体とのあらゆる接触を避ける。風上から作業し、粉じん、蒸気、ガスなどを吸入しない。粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。
- 回収、中和 : < 固体の場合 > 漏洩物を掃き集め、密閉できる空容器に回収する。この際、火花を発生しない安全な工具を使用する。漏洩物が飛散する場合は、水を散布し湿らしてから回収する。下水や側溝などに入り込まないように留意する。回収した漏洩物は、後で産業廃棄物として適正に処分廃棄する。

後処理として、漏洩場所は大量の水を用いて洗い流す。
 <液体の場合>
 融解した状態で漏洩した場合、土砂などで流れを止め、冷却固化させてから処理する。
 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。
 大量の場合、盛土で困って流出を防止し、液の表面を泡消火剤で覆った後、密閉可能な空容器に回収する。
 回収した漏洩物は、後で産業廃棄物として適正に処分廃棄する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- : 危険でなければ漏れを止める。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。粉じん、ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。粉じんの堆積を防止する。
- 局所排気・全体換気 : 換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
- 安全取扱い注意事項 : 裸火禁止。
強酸化剤との接触禁止。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
取扱い後はよく手を洗う。
作業衣、安全靴は導電性のものを用いる。
容器から凝固した内容物を取り出す場合、湯浴中で徐々に加熱して融解し、直火による加熱及び70℃以上の加熱をしない。

接触回避

保管

- 技術的対策 : 保管場所は耐火構造とし、屋根を不燃材料で作成し、天井を設けない。出入口は施錠する。保管場所は、必要な採光、照明と換気装置を設置する。融解状態で貯蔵する場合、過熱及び温度低下による凝固に留意し、温度制御する。
- 保管条件 : 日光や高温多湿を避けて保管する。容器を密閉して冷暗所に保管する。一定の場所を定めて、施錠して保管する。貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。使用後は、容器を密栓する。混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。熱、火花、裸火のような着火源から離して保管する。静電気対策のために、容器および受器を設地する。
- 混触危険物質 : 強酸化剤、強塩基
- 容器包装材料 : ガラスなど

<参考> 容器包装材料の室温における耐薬品性(あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要)

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレンゴム× クロロプレンゴム(ネオプレン)× ニトリルゴム× ブチルゴム
 天然ゴム× シリコンゴム フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) テフロン
 軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン アルミニウム 銅
 軟質塩ビ× 硬質塩ビ ポリスチレン- ABS× ポリエチレン ポリプロピレン-
 ナイロン× アセタール樹脂- アクリル樹脂× ポリカーボネート× ガラス

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 未設定
- 許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標):
 日本産衛学会 5ppm 19mg/m3 皮膚吸収あり。
 ACGIH TLV-TWA 5ppm 皮膚吸収あり。
- 設備対策 : 取扱場所には局所排気又は全体換気装置を設置する。
この物質を貯蔵しないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置

| | |
|------------|--|
| 保護具 | する。 |
| 呼吸器の保護具 | : 呼吸器保護具 (有機ガス用防毒マスク、高濃度の場合: 送気マスク又は空気呼吸器等) を着用する。 |
| 手の保護具 | : 保護手袋 (耐油性) を着用する。 |
| 眼の保護具 | : 保護眼鏡 (普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型) を着用する。 |
| 皮膚及び身体の保護具 | : 長袖作業衣 (耐油性) を着用する。 必要に応じて保護前掛け (耐油性)、保護長靴 (耐油性)、安全帽を着用する。 |
| 衛生対策 | : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 作業衣を家に持ち帰ってはならない。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。 |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|-----------------|---|
| 物理状態 | |
| 性状 | : 塊。約43 以上では液体 |
| 色 | : 無色 ~ 黄色又はピンク色 |
| 臭い | : 特異臭 (フェノール臭) |
| pH | : 弱酸性 (水溶液) |
| 融点 | : 約43 |
| 凝固点 | : 40.5 |
| 沸点 | : 182 |
| 引火点 | : 79 (密閉式) |
| 可燃性 | : 可燃性 |
| 爆発範囲 | : 下限 1.36 vol%、上限 10 vol% |
| 蒸気圧 | : 47Pa (20) |
| 相対ガス密度 (空気 = 1) | : 3.2 |
| 密度又は相対密度 | : 1.06 g/cm ³ |
| 比重 | : 1.1 (20/4) |
| 溶解度 | : 水に溶ける (8.28g/100mL、25)。 エタノール、ベンゼン、クロロホルム、ジエチルエーテル、アセトン、グリセリン、二硫化炭素、石油、揮発性及び不揮発性油類に溶ける。 石油エーテルに殆ど溶けない。 |
| オクタノール/水分係数 | : Log Pow = 1.46 |
| 発火点 | : 715 |
| 分解温度 | : データなし |
| 粘度 | : 3.437mPa・s(50) |
| 動粘度 | : データなし |
| 粒子特性 | : データなし |

GHS分類

| | |
|----------|---|
| 可燃性固体 | : 国連危険物輸送勧告がクラス・区分6.1 (国連番号1671)に分類されていることから、区分に該当しないとした。 |
| 自然発火性固体 | : 国連危険物輸送勧告がクラス・区分6.1 (国連番号1671)に分類されていることから、区分に該当しないとした。 |
| 金属腐食性化学品 | : 国連危険物輸送勧告がクラス・区分6.1 (国連番号1671)に分類されていることから、区分に該当しないとした。 |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------------|--|
| 安定性 (反応性・化学的安定性) | : 通常の取扱条件で安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | : 加熱すると、融解し引火性の液体となる。 強酸化剤と混触すると、激しく反応し火災、爆発の危険がある。 強く加熱すると、有毒・腐食性の爆発性混合気を生じる。 79 以上では、蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。 ゴム、アルミニウム、アルミニウム化合物、亜鉛、鉛、メッキした鉄及びポリエチレンは腐食される。 ホルムアルデヒド、次亜塩素酸カルシウム及び亜硝酸ナトリウムと接触すると、発熱を伴い激しい反応する。 |
| 避けるべき条件 | : 高熱、日光 |
| 混触危険物質 | : 強酸化剤 (硝酸塩、塩素酸塩、過酸化物、過塩素酸塩など) |
| 危険有害な分解生成物 | : 一酸化炭素、二酸化炭素 |

11. 有害性情報

| | |
|------|--|
| 急性毒性 | : 経口 ラット LD50 = 414mg/kg (ECH 161 (1994), 環境省リスク評価第1巻 (2002)) |
|------|--|

| | |
|---------------------|---|
| | 飲み込むと有害(経口)(区分4) |
| | 経皮 ラット LD50 = 670mg/kg (ECH 161 (1994)) |
| | 皮膚に接触すると有毒(経皮)(区分3) |
| | 吸入(蒸気) 分類できない。 |
| | 吸入(粉じん、ミスト) 分類できない。 |
| 皮膚腐食性/刺激性 | : ウサギを用いた皮膚刺激試験及びヒトへの健康影響データで、皮膚腐食性が認められた(ECH 161 (1994))ことから、区分1とした。重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷(区分1) |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | : ウサギを用いた眼刺激性試験(10%グリセリン溶液、又は5%水溶液の眼への適用)で、角膜の完全な混濁がみられた(ECH 161 (1994))ことから、区分1とした。重篤な眼の損傷(区分1) |
| 呼吸器感受性 | : 分類できない。 |
| 皮膚感受性 | : 区分に該当しない。 |
| | モルモットを用いたMugnussen and Kligman skin sensitization test(ECH 161 (1994))及びマウスを用いたMEST法で(NITE 初期リスク評価書 No.32 (2005))、ともに陰性であった。また、ヒトボランティアの試験で陰性であった(NITE 初期リスク評価書 No.32 (2005))。 |
| 生殖細胞変異原性 | : 体細胞in vivo 変異原性試験(染色体異常試験)は陽性。経世代生殖細胞in vivo 変異原性試験のデータはない(NTP DB(2005)、CERI・NITE有害性評価書 No.32 (2005))。以上の記述から、区分1Bとした。遺伝性疾患のおそれ(区分1B) |
| 発がん性 | : 区分に該当しない。IARCはグループ3(ヒト発がん性に分類できない物質)。ACGIHはグループA4(ヒト発がん性に分類できない物質)。EPAはグループD:I(ヒト発がん性評価には証拠が不十分な物質)。 |
| 生殖毒性 | : ラットの世代繁殖毒性試験において、親動物に一般毒性影響のみられない用量で、産児数の減少がみられた(CERI・NITE有害性評価書 No.32 (2005))ことから、区分1Bと分類した。生殖能又は胎児への悪影響のおそれ(区分1B) |
| 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | : ヒトで、心臓、血管に対する影響、呼吸数過多、呼吸困難、心臓律動不整、心血管性ショック、重度の代謝性アシドーシス、メトヘモグロビン血症、急性腎不全、腎臓障害、暗色尿、けいれんなどの神経系への影響(CERI・NITE有害性評価書 No.32 (2005))、心臓の律動異常(ECH 161 (1994))、不整脈及び徐脈が認められた(ATSDR (1998))。実験動物で、瞳孔反射の強い抑制がみられた(CERI・NITE有害性評価書 No.32 (2005))。なお、実験動物に対する影響はいずれも区分1に相当するガイドス値の範囲でみられている。標的臓器は呼吸器、心血管系、腎臓、神経系と考えられた。以上のことから、区分1(呼吸器、心血管系、腎臓、神経系)とした。呼吸器、心血管系、腎臓、神経系の障害(区分1) |
| 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | : ヒトで、心血管系疾患に起因する死亡率の増加(CERI・NITE有害性評価書 No.32 (2005))、非抱合型新生児高ビリルビン血症(ECH 161 (1994))、吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、溶血性貧血、メトヘモグロビン血症、糸球体変性、尿細管壊死、乳頭細胞出血が認められた(ATSDR (1998))。実験動物で、赤血球数の有意な減少、T細胞依存抗原 に対する抗体産生能の抑制、腎臓で尿管のタンパク円柱及び壊死、乳頭の出血、脾臓/胸腺の萎縮/壊死、肝細胞の空胞変性、中枢神経系への重篤な影響(傾斜板試験上での行動)、肝臓障害がみられた(CERI・NITE有害性評価書 No.32 (2005))。なお、実験動物に対する影響は、区分1に相当するガイドス値の範囲でみられている。標的臓器は心血管系、肝臓、消火管、血液系、腎臓、脾臓、胸腺、中枢神経系と考えられた。以上のことから区分1(心血管系、肝臓、消火管、血液系、腎臓、脾臓、胸腺、中枢神経系)とした。長期又は反復ばく露による心血管系、肝臓、消火管、血液系、腎臓、脾臓、胸腺、中枢神経系の障害(区分1) |
| 誤えん有害性 | : 分類できない。 |

12. 環境影響情報

| | |
|------------------|---|
| 生態毒性 | |
| 水生環境有害性 短期(急性) : | 甲殻類 (ネコゼミジンコ属の一種) 48時間LC50 = 7.83 mg/L (4つ以上報告の幾何平均値) |
| 水生環境有害性 長期(慢性) : | 水生生物に毒性 (区分2) 急速分解性があり (2週間でのBODによる分解度 : 85%、TOCによる分解度 : 95% (既存点検, 1979))、魚類 (ファットヘッドミノー) の30日間NOEC = 0.75 mg/L (NITE初期リスク評価書, 2007他) であることから、区分3とした。 長期的影響により水生生物に有害 (区分3) |
| 残留性・分解性 : | 良分解性。BOD分解度 = 85% |
| 生物蓄積性 : | 低濃縮性。Log Kow = 1.46 |
| 土壤中の移動性 : | データなし |
| オゾン層への有害性 : | 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。 |

13. 廃棄上の注意

| | |
|----------|---|
| 残余廃棄物 | : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。 都道府県知事などの許可 (収集運搬業許可、処分業許可) を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付して廃棄物処理を委託する。 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。 (参考) (1) 燃焼法 可燃性溶剤に溶解し噴霧するか、又は紙、ケイソウ土、木粉等に混ぜて、少量づつ、アфтаバーナー及びスクラバー付き焼却炉の火室で焼却する。 (2) 活性汚泥法 |
| 汚染容器及び包装 | : 生分解性があるので、低濃度の廃水は活性汚泥処理が可能である。 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 |

14. 輸送上の注意

| | |
|-----------------------------|---|
| 国際規制 | |
| 国連番号 [UN No.] : | 1671 |
| 品名 [Proper Shipping Name] : | フェノール (固体) [PHENOL, SOLID] |
| 国連分類 [UN Hazardous Class] : | クラス 6.1 [CLASS 6.1] [毒物 [Toxic Substances]] |
| 容器等級 [UN Packing Group] : | II |
| 海上規制情報 : | IMOの規定、IMDGに従う。 海洋汚染物質 (海洋汚染面からの危険物) : 非該当 No MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : Y(フェノール) 少量危険物許容量 : 500g |
| 航空規制情報 : | ICAO/IATAの規定に従う。 |
| 陸上規制情報 : | ADR/RIDの規定に従う。 |
| 国内規制 : | |
| 陸上規制情報 : | 消防法、毒物及び劇物取締法、道路法の規定に従う。 容器 : 毒物及び劇物の運搬容器に関する基準に従う。 容器表示 : 医薬用外劇物、名称、製造者氏名、住所 積載方法 : 運搬時の容器積み重ね高さ... 3m以下 混載禁止 : 消防法危険物第1類及び第6類、 高压ガス |
| 海上規制情報 : | 船舶安全法、危規則等の規定に従う。 |
| 航空規制情報 : | 航空法の規定に従う。 |
| 特別の安全対策 : | ・ 収納容器に漏れがないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積載し、荷崩れ防止を確実にし、収納容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。その他一般的な注意事項は、7. 取扱および保管上の注意の項による。 ・ 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。重量物を上積みしない。 ・ 運搬中に収納容器から著しく漏れる等の災害が発生する恐れがある場合、 |

- 災害防止の応急処置を講ずると共に、最寄りの消防機関その他の関係機関に通報する。
- ・ 車輛等による運搬の際には、荷送人は運送人にイエローカードを携帯させる。
 - ・ ローター、運搬船には所定の標識板、消火設備、災害防止用応急資材を備える。

緊急時応急処置指針番号 : 153

15. 適用法令

| | |
|----------------------|--|
| 労働安全衛生法 | : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第474号「フェノール」、対象重量%は 0.1) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第474号「フェノール」、対象重量%は 0.1) (別表第9) 特定化学物質等 第3類物質「フェノール」 (特定化学物質等障害予防規則第2条第1項第6号) 皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質 対象物質の区分: 特化則等 裾切値(重量%): 5 (R6年4月1日施行)(安衛則第594条の2) |
| 労働基準法 | : 疾病化学物質 (法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号) |
| 化審法 | : 優先評価化学物質 No.62「フェノール」(官報公示日: 2011/04/01) 評価対象: 人健康影響 旧第二種監視化学物質 No.1069「フェノール」 (官報公示日: 2010/04/01) |
| 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) | : ・ 種別 「第1種指定化学物質」 ・ 政令番号 「1-391」〔ただし、R5年3月31日まで「1-349」〕 ・ 管理番号 「349」 ・ 政令名称 「フェノール」 |
| 消防法 | : 指定可燃物、可燃性固体類、指定数量3000kg |
| 毒物劇物取締法 | : 劇物「フェノール」(法別表第2の70)、包装等級 |
| 船舶安全法 | : 毒物類・毒物(危規則第2, 3条危険物告示別表第1) |
| 航空法 | : 毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1) |
| 海洋汚染防止法 | : 有害液体物質 Y類物質「フェノール」(施行令別表第1) |
| 大気汚染防止法 | : 特定物質「フェノール」(政令第10条第17号) 有害大気汚染物質「フェノール」(中環審第9次答申の185) |
| 水質汚濁防止法 | : 指定物質(施行令第三条の三) 「フェノール類及びその塩類」 |
| 輸出貿易管理令 | : キャッチオール規制(別表第1の16項) HSコード: 2907.11 第29類 有機化学品 ・ 輸出統計番号(2024年1月版): 2907.11-000 「フェノール及びフェノールアルコール」 - 一価フェノール: 石炭酸(ヒドロキシベンゼン)及びその塩 ・ 輸入統計番号(2024年2月1日版): 2907.11-000 「フェノール及びフェノールアルコール」 - 一価フェノール: 石炭酸(ヒドロキシベンゼン)及びその塩 |

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項:

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献:

| | |
|----------------------------|---------------|
| 化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ | 化学工業日報社 |
| 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ | 化学工業日報社(2007) |
| 化学物質の危険・有害便覧 | 中央労働災害防止協会編 |

| | |
|---|-----------------------------|
| 化学大辞典 | 共同出版 |
| 安衛法化学物質 | 化学工業日報社 |
| 産業中毒便覧(増補版) | 医歯薬出版 |
| 化学物質安全性データブック | オーム社 |
| 公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編) | 三共出版 |
| 化学物質の危険・有害性便覧 | 労働省安全衛生部監修 |
| Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM | |
| GHS分類結果データベース | nite (独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP |
| GHSモデルMSDS情報 | 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP |

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。